

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 8 月 26 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例 3 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例（平成 19 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年 9 月 1 日から施行する。